

香川県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第15号

香川県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

香川県人事委員会事務局の組織等に関する規則（昭和47年香川県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件及び研修並びに厚生福利制度に関すること。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 不利益処分の<u>審査請求</u>に関すること。</p> <p>(6)～(10) 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件、<u>研修及び勤務成績の評定並びに厚生福利制度に関すること。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 不利益処分の<u>不服申立て</u>に関すること。</p> <p>(6)～(10) 略</p>

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。